

佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則（平成25年佐賀県規則第48号）

（趣旨）

第1条 この規則は、佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号。以下「施行規則」という。）第3条に規定する許可の基準の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号。以下「条例」という。）及び施行規則において使用する用語の例による。

（対象となる広告物の表示又は掲出物件の設置）

第3条 この規則は、平成22年3月31日において現に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）のうち、この規則が施行された時点の許可区域に表示又は設置されているもので、施行規則別表第2に規定する基準に適合していないものについて適用する。

（許可の基準）

第4条 この規則の公布の日から平成31年3月31日までの間における前条の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る条例第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項に規定する許可（以下「是正条件付き特例許可」という。）の基準は、施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)とする。

（許可の申請）

第5条 前条の基準に基づき、条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、施行規則第2条第1項に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所（武雄市の区域に係る場所を除く。以下この項において同じ。）を所轄する土木事務所長を経由して知事に申請しなければならない。

- (1) 屋外広告物是正条件付き特例許可申出書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 表示又は設置の時期を証する書類（条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者が、第3条に該当する広告物の表示又は掲出物件の設置に係る申請を行う場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 条例第22条の2の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項の規定により武雄市長の許可を受けようとする者は、前項に規定する書類を添えて、武雄市長に申請しなければならない。

（申請期限）

第6条 是正条件付き特例許可（条例第5条第1項に規定する許可に限る。）の申請期限は、平成26年12月17日までとする。

（許可）

第7条 施行規則第4条の規定は、第5条の場合に準用する。

(変更等の許可)

第8条 第4条の基準に基づき、条例第8条第1項の規定により改造その他の変更の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第1項に定める書類に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条の基準に基づき、条例第8条第2項の規定により継続の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第2項に定める書類（屋外広告物自己点検報告書（別記様式第6号の2）を除く。）に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 第5条及び第7条の規定は、前2項の場合に準用する。

4 第2項に規定する書類は、当該許可期間満了の日の1月前までに提出しなければならない。

(条例別表第1の知事が別に定めるもの)

第9条 条例別表第1の知事が別に定めるものは、是正条件付き特例許可とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

屋外広告物是正条件付き特例許可申出書

年 月 日

様

住所

〔事務所の所在地〕

氏名

Ⓜ

〔事務所の名称及び代表者〕

電話

佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、下記の期日までに、許可の基準に適合するよう、私が表示し、又は設置している下記の広告物又は掲出物件の変更、改造、除却等を行いますので、それまでの間是正条件付き特例許可をしていただきますようお願いいたします。

記

表示又は設置の場所	
設置時期	年 月 日
広告物の種別	
形状寸法	表示面積 平方メートル (縦 メートル、横 メートル) 地上からの高さ メートル その他 ()
数量	枚 個 件 基
基準不適合の概要	
改造等の期日	年 月までに (改修 ・ 撤去 ・ その他 ())

添付書類

- 1 誓約書
- 2 表示又は設置の時期を証する書類（佐賀県屋外広告物条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者が、第3条に該当する広告物の表示又は掲出物件の設置に係る申請を行う場合に限る。）

【留意事項】

相互間距離基準に適合しない建植広告物については、是正条件付き特例許可の許可期限後の許可申請に係る優先順位を抽選等により決定する予定です。

是正条件付き特例許可の許可期間（最長で平成31年3月31日まで）を過ぎて、なお広告物又は掲出物件の許可基準不適合が是正されていない場合は、佐賀県屋外広告物条例に基づき、広告主の氏名公表や広告業者の営業停止処分などの措置を行うことがあります。

また、許可期間内であっても、屋外広告物是正条件付き特例許可申出書の提出がされない場合や、広告物又は掲出物件の安全性が確認できない場合などには、同様の措置を行うことがあります。

様式第2号（第5条関係）

様

誓約書

申請者

本 人
設 置 者
廣 告 主

 は、是正条件付き特例許可を申し出るにあたり、以下の事項を厳守するこ

とを誓約します。

なお、以下の事項を厳守できなかつた場合、是正条件付き特例許可を取り消されることについて異存はなく、当該許可の取消しに伴い生じた損害について県に対し補償を求めません。

記

- 1 年 月 日までに、許可の基準に適合するよう広告物又は掲出物件の変更、改造、除却等を行うこと。また、是正条件付き特例許可の許可期間中は、是正に反する内容の変更、改造（建替えを含む。）を行わないこと。
- 2 是正条件付き特例許可の申請期限（平成26年12月17日）までに、申請者が表示している広告物又は設置している掲出物件のうち許可を要する全てのものについて許可を得ており、かつ、佐賀県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第3条に規定する区域又は条例第4条に規定する物件に表示し、又は設置することが禁止されている広告物又は掲出物件を表示し、又は設置していないこと。

年 月 日

申請者

Ⓜ

注 1 「本人 設置者 広告主」は、該当するものを○で囲むこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）